

# 旭陽電気株式会社 行動計画

女性活躍推進法に基づき一般事業主行動計画を次のとおり策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～ 令和9年3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：女性の働きやすい環境の整備、女性キャリア研修を行うことで、女性の役職者を増やす。また、子育て労働者の働きやすい環境を整備する。

<対策>

- 令和4年10月～ 女性社員へ定期的なキャリア研修の実施  
男性社員への女性キャリアに対する理解研修の実施
- 令和5年 4月～ 会社に託児所・授乳室の設置
- 令和9年 3月 女性役職者割合30%を目指す

目標2：育児休業制度の改正。これに伴う研修の実施、相談窓口の設置。  
男性社員の育児休業取得しやすい制度の導入。

<対策>

- 令和4年 4月～ 法改正に伴う育児休業制度の改正及び相談体制の確立
- 令和4年10月～ 男性社員だけでなく、女性社員も含めて、子育て等に係る会社の規則全般の見直しを行い、新制度を導入する。  
適宜、運用調査・改善活動の実施。
- 令和4年12月～ 育児休業制度に係る研修の実施
- 令和5年 4月～ 時間単位での休暇取得を制度化

目標3：社員の働き方、ワークライフバランスを実現するための環境整備。

<対策>

- 令和4年 4月～ 月ごとの時間外労働時間の管理体制確立  
年次の有給休暇取得計画書の作成と掲示
- 令和5年 4月～ 場所に縛られない働き方として事務所のフリーアドレス化  
テレワークの試験的な導入